

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

昭和五〇年 七月一〇日 規則第五四号
改正 平成 五年 六月二五日 規則第三三号
平成一二年 三月三一日 規則第五二号
(題名改正)
平成一三年 三月三〇日 規則第五四号

(趣旨)

第一条 この規則は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号)第二条の表七の項の規定に基づき区長が管理し、および執行することとされた、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第三章第一節の規定に基づく開発行為等の規制事務に関し必要な事項を定めるものとする。

本条...一部改正(平成一二年規則五二号)

(申請書等の提出部数)

第二条 法、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。)およびこの規則に規定する次に掲げる申請書または届出書の提出部数は、正本一部・写し一部とする。ただし、第一号および第二号に掲げる申請書の提出部数は、正本一部・写し二部とする。

- 一 省令第十六条第一項に規定する開発行為許可申請書
 - 二 次条第二項に規定する開発行為変更許可申請書
 - 三 次条第三項に規定する開発行為変更届出書
 - 四 法第三十四条第九号の規定による届出に係る第五条に規定する既存の権利者の届出書
 - 五 第七条に規定する工事着手届出書
 - 六 省令第二十九条に規定する工事完了届出書および公共施設工事完了届出書
 - 七 省令第三十二条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書
 - 八 第九条に規定する工事完了公告前の建築等承認申請書
 - 九 法第四十一条第二項ただし書の規定による許可に係る第十一条に規定する建築物の特例許可申請書
 - 十 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可に係る第十二条に規定する予定建築物等以外の建築等許可申請書
 - 十一 省令第三十四条第一項に規定する建築物の新築、改築もしくは用途の変更または第一種特定工作物の新設許可申請書
 - 十二 第十四条に規定する地位の承継届出書
 - 十三 法第四十五条の規定による承認に係る第十五条に規定する地位の承継の承認申請書
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める場合は、同項に規定する部数を超えて申請書または届出書の写しの提出を求めることができる。

一 項...一部改正(平成五年規則三三号・一二年五二号)

(開発行為許可申請書等の様式および添付図書)

第三条 法第二十九条の規定による許可を受けようとする者は、省令第十六条第一項に規定する開発行為許可申請書に法第三十条第二項および省令第十七条に規定する書面および図書のほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 開発区域となるべき土地の公図の写し
- 二 開発区域となるべき土地の登記簿謄本
- 三 その他区長が必要と認める図書

2 法第三十五条の二第一項の規定による許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(第一号様式)に省令第二十八条の三に規定する図書のほか、区長が必要と認める図書を添付しなければならない。

3 法第三十五条の二第三項の規定による軽微な変更の届出を行おうとする者は、開発行為変更届出書(第一号様式の二)に区長が必要と認める図書を添付しなければならない。

見出...全部改正・二・三項...追加(平成五年規則三三号)

(同意証明書の様式等)

第四条 省令第十七条第一項第三号に規定する法第三十三条第一項第十四号の相当数の同意を得たことを証する書類は、第一号様式の三による。

2 省令第二十八条の三に規定する法第三十条第二項に規定する図書のうち、省令第十七条第一項第三号に規定する法第三十三条第一項第十四号の相当数の同意を得たことを証する書類は、第一号様式の四による。

3 前二項の相当数の同意を得たことを証する書類には、同意者の印鑑証明書を添付しなければならない。

一 項...一部改正・二項...追加・旧二項...一部改正し三項に繰下(平成五年規則三三号)

(既存の権利者の届出)

第五条 法第三十四条第九号の規定による届出は、既存の権利者の届出書(第二号様式)を区長に提出して行うものとする。

(開発許可等の通知)

第六条 法第三十五条第二項の規定による許可の通知は、開発行為許可書(第三号様式)に開発行為許可申請書の写しを添えて行う。

2 法第三十五条の二第四項の規定による許可の通知は、開発行為変更許可書(第三号様式の二)に開発行為変更許可申請書の写しを添えて行う。

見出...一部改正・二項...追加(平成五年規則三三号)

(工事着手の届出)

第七条 法第二十九条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書(第四号様式)により区長に届け出なければならない。

2 前項に規定する工事の着手前に法第三十五条の二第一項の規定による許可を受けた者が当該許可(法第二十九条の規定による許可を含む。)に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手(変更後)届出書(第四号様式の二)により区長に届け出なければならない。

二 項...追加(平成五年規則三三号)

(標識の掲出)

第八条 法第二十九条の規定による許可を受けた者は、開発許可標識(第五号様式)を当該許可に係る開発区域内の公衆の見やすい場所に開発許可を受けた日の翌日から工事完了公告の日まで掲出しておかななければならない。

2 法第三十五条の二第一項の規定による許可を受けた者または同条第三項の規定による届出をした者は、当該許可または届出に係る変更事項について、前項に規定する開発許可標識の内容を変更しなければならない。

一 項...一部改正・二項...追加(平成五年規則三三号)

(工事完了公告前の建築制限等の特例承認)

第九条 法第三十七条第一号の規定による承認の申請は、工事完了公告前の建築等承認申請書(第六号様式)を区長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 付近見取図

二 配置図

三 その他区長が必要と認める図書

- 3 区長は、第一項の申請に基づき承認したときは、工事完了公告前の建築等承認書(第七号様式)により当該申請者に通知する。

(工事完了公告の方法)

第十条 省令第三十一条に規定する工事の完了の公告は、東京都品川区役所掲示板に掲示して行う。

(建築物の特例許可の申請)

第十一条 法第四十一条第二項ただし書の規定による許可の申請は、建築物の特例許可申請書(第八号様式)を区長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 付近見取図

二 配置図

三 各階平面図

四 その他区長が必要と認める図書

- 3 区長は、第一項の申請に基づき許可したときは、建築物の特例許可書(第八号様式の二)により申請者に通知する。

三項...追加(平成五年規則三三号)

(予定建築物等以外の建築等許可の申請)

第十二条 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可の申請は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(第九号様式)を区長に提出して行うものとする。

- 2 前条第二項の規定は、前項の申請の場合に準用する。

- 3 区長は、第一項の申請に基づき許可したときは、予定建築物等以外の建築物の建築等許可書(第九号様式の二)により申請者に通知する。

三項...追加(平成五年規則三三号)

(建築物の新築等の許可)

第十三条 法第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者は、省令第三十四条第一項に規定する建築物の新築、改築もしくは用途の変更または第一種特定工作物の新設許可申請書を区長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、省令第三十四条第二項に規定する図書を添付しなければならない。

- 3 区長は、第一項の申請に基づき許可したときは、建築物の新築、改築もしくは用途の変更または第一種特定工作物の新設許可書(第十号様式)により当該申請者に通知する。

(地位の承継の届出)

第十四条 法第四十四条の規定による承継をした者は、遅滞なく地位の承継届出書(第十一号様式)により区長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出書には、当該地位を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

(地位の承継の承認)

第十五条 法第四十五条の規定による承認の申請は、地位の承継の承認申請書(第十二号様式)を区長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書類を添付しなければならない。

- 3 区長は、第一項の申請に基づき承認したときは、地位の承継の承認書(第十三号様式)により当該申請者に通知する。

見出...追加(平成五年規則三三号)

(標識による公示)

第十六条 法第八十一条第四項に規定する標識は、第十四号様式による。

本条...追加(平成五年規則三三号)

(身分証明書の様式)

第十七条 法第八十二条第二項に規定する身分を示す証明書は、第十五号様式による。

本条...一部改正・旧一六条...繰下(平成五年規則三三号)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成五年六月二五日規則第三三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成一二年三月三一日規則第五二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則(平成一三年三月三〇日規則第五四号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。